（第3種郵便物認可）　中日新聞　2011年（平成23年）2月1日（火曜日）　☆　24

助成増え 耐震化の好機

住まいの耐震補強は分かっていても多くの人はなかなか腰を上げない。でも今は絶好の機会かもしれない。国が2010年度補正予算で追加助成を決めたからだ。本年度内に助成決定を受ければ30万円の定額補助が上乗せになる。旧建築基準法（1981年5月31日以前）に基づいて建てられた木造住宅は補強を急ぎたい。さらに安価な選択肢として、耐震シェルター、耐震ベッドもある。あと2カ月。早めに市町村役場の窓口に相談したい。（中村禎一郎、皆川剛）

備える その97「住まいの補強」

年度内なら30万円追加

第一に選択肢に挙がるのは、住宅そのものの耐震化だ。

国の補助は、生活環境の改善や住生活の安定確保を目的とした「社会資本整備総合交付金」が財源。二〇一〇年度当初予算に二・二兆円が計上されており、補正予算で住宅耐震化への流用が決まった。「二〇年までに耐震性が不十分な住宅を5%にする」とした昨年六月の政府の新成長戦略を受けての対応だ。

国土交通省の担当者は「エコカー補助金のように期間内に打ち切ることはない。本年度内に自治体の補助金交付決定を受ければ、三十万円が支払われる」と説明する。

補助金の交付決定までには無料耐震診断を受け、補強計画の策定を済ませる必要があるが、早くても通常一カ月以上はかかる。

〈愛知県〉

県内で耐震が必要と推定される木造住宅は四十一万戸（〇八年度）に上る。

県は国や市町村と共同で〇三年度から耐震化工事に最大六十万円の補助を出している。耐震化工事の補助枠は県内で毎年千二百～千三百件。しかし、実際の申し込みは八百件弱にとどまっている。

補正による上乗せは早い自治体では二月初旬から始まる。これまでと合わせて最大九十万円となる。県住宅計画課は「三月末までに申し込みを終えてもらえば、一一年度に工事できるようにしたい」と言っている。

中央の白い部屋が耐震シェルター（浜松市の一条工務店提供）

耐震シェルター

命だけは守る

経済的事情で住宅耐震化が困難な人が、年金暮らしの高齢者を中心に一定数いる。

「耐震補強のためにお金を借りても、生きている間に返せない。子どもに借金を残すことになる」というのが耐震化に踏み切れない理由。こうした経済的負担を考慮した上で「まず命を守る」ために、選択肢として浮上するのが耐震シェルターだ。

シェルターは住宅の一室のみを箱形の鋼管材や合板で覆って夫婦二人分の布団が敷け、費用は二十五万円。静岡県内では全三十五市町のうち七市町が安全確認を済ませたシェルターを対象に半額から全額を補助。付帯して床下工事が必要になる場合もあるが、その場合も追加は大体十万円以下で済む。

ただ現在のところ補助金を利用した設置は静岡県内でも六基にとどまる。二十五万円全額を補助する熱海市は昨年十一月に展示会を開いたが、問い合わせはほとんどなかった。

耐震シェルターについて、三重県にも最大二十五万円を助成する制度があるが、実施しているのは県内二十九市町のうち六市町のみ。これまでに申請されたのは四件にとどまり、助成制度の利用は低調だ。

岐阜県では高山、飛騨、中津川の三市が全額か半額を助成する制度がある。

一方、愛知県、名古屋市はともに耐震シェルターや耐震ベッドへの補助には慎重。担当者は「被災時の建物の倒壊を防ぐことで避難路を確保したり、火事を防いだりすることが大切」と話す。

シェルターを導入する場合は、北大の岡田成幸教授の指摘のように、「被災後に頼れる親類があるか」など個別の事情を考慮しておく必要もある。

〈名古屋市〉

市は〇九年度から独自の「段階的改修」の補助制度をスタートさせている。通常の一般改修の補助制度は耐震診断の判定値を1・0以上にする工事が対象だが、名古屋市の新制度は判定値を0・7以上上に上げる工事でも最大四十万円の補助を受けられる。

市耐震化支援室によると、例えば判定値が0・7の場合、震度6弱の地震で建物は「大破」し修復は困難となるが少なくとも倒壊は免れる。1・0以上にするのが望ましいが、とりあえず0・7以上なら命が助かる可能性は大きくなるというのが新制度の趣旨だ。

高額になる工事費用の問題が背景にある。一般改修の工事費は平均二百二十万円だが新制度では平均工事費は百五十万円という。

ただし、段階的改修は国や県の耐震化基準に合わないため、補正予算による追加助成は受けられない。もちろん、当初から1・0以上の改修を目指すなら追加助成を含め最大九十万円の補助が受けられる。一方、段階的改修をした後に再度1・0以上に耐震工事をする場合には最大二十万円の補助がある。

〈岐阜県〉

県内の全四十二市町村は、耐震改修補強工事について、工事費用（上限百二十万円）のうち七割を補助している。

国の追加助成については、多くの自治体では一〇年度分の耐震改修補強工事に補助する予算を使い切っているため、上乗せできないという。まだ予算枠のある大垣、中津川、本巣と、追加助成に合わせて補正予算を組む予定の下呂の計四市が受け付けたか、今後受け付ける予定だ。

〈三重県〉

〇三年度から助成制度を設け〇九年度までの七年間で計七百四十八戸に助成した。平均的な工事費百八十万円の場合、県と市町から各三十万円、国から二十万円の計八十万円の助成が最大で受けられる。国の追加助成三十万円の上乗せは一月以降の受け付け分からが対象になる。

■耐震工事の補助の流れ

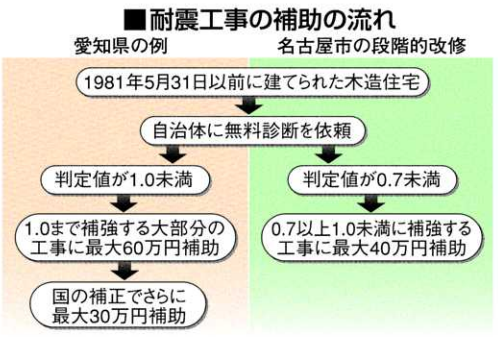

被災後も住み慣れた家に

人のつながりも維持

住宅耐震化の利点は「地震後も住み慣れたわが家に住み続けられること」。このことが「揺れによる身体的打撃と同じくらい命を左右する」と説くのは、北海道大工学研究院の岡田成幸教授だ。

阪神大震災や中越沖地震など過去の地震では、倒壊で家を失った被災者の〝その後〟が課題となった。見知らぬ人と密集して暮らす避難所生活、それを避けて車中で寝起きする人たちの間で、エコノミークラス症候群や心的外傷後ストレス障害（PTSD）の発症が相次いだ。

限られた毛布やトイレ。岡田教授は「集団生活でつい我慢してしまうのは、圧倒的に高齢者」と話す。次第に積み重なるストレスに加え、「家を無くすことによるコミュニティーの断絶」が特に高齢者に深刻なダメージを与えていく。

悲しみや怒り、挫折感などは震災後数週間が経過して初めて表面化することも珍しくない。その時に「話し相手になってくれる見知った間柄のご近所さんが、近くにいるかどうかは大事だ」と岡田教授は言う。

仮設住宅や災害復興公営住宅に入居できたとしても、地域の人間関係を一から築かなくてはいけない。阪神大震災の約五万戸の仮設住宅は、用地の確保の都合で、大半が居住地から離れた郊外か人工島に建てられた。

「避難所でも仮設住宅でも、お年寄りの心理的負担が日に日に増し、ついには命さえ脅かす例もある。『命を守る』とはコミュニティーの維持までを含むものだ」と強調した。

住んでいる自治体ごとに異なる補助額を確認し、余裕がある場合には第一に住宅耐震化を考えるべきだろう。

耐震ベッド

安価で介護型も

畳が敷かれた耐震ベッド

耐震シェルターよりさらに安価な選択肢として、耐震ベッドがある。受注生産で二十万円から。静岡県内では六市町が十万～二十万円を補助している。

ベッドは木製で、上部を覆うアーチ形の鋼鉄製フレームが被災者を守る。オプションで畳を敷くこともでき、介護ベッド型もある。

家族の人数分が必要になるが、掛川市では高齢者夫婦がペアで購入した例があるという。経済的事情のほかに生活環境などから、大がかりな工事がためらわれる人にも売れている。住み慣れた家を失うデメリットはシェルターと同様だ。

わが家を強く

家族集う場 壁増やす

花村吉隆・花村材木店社長（羽島市）

激しい揺れときしむ音に跳び起きた。一九九五年一月、阪神大震災はこの地方でもかなりの揺れを感じた。テレビ画面に映し出される惨状に、明治時代から続く老舗材木店で今は総合建築会社の花村材木店社長、花村吉隆さん(五心)＝岐阜県羽島市＝は自宅の耐震工事を決断した。

五人家族が暮らす昔ながらの日本家屋は築二十五年ほど。木目がそろった良質な木材を、梁や鴨居などにふんだんに用いたぜいたくな造りの一方、揺れに弱いという欠点があった。

昔は家に風を通すため、あまり壁を造らない工法が主流だった。花村さん宅も、たとえば居間は四方をすりガラスの引き戸に囲まれなったのは費用。大きな家だけに予算をオーバーする。そこで花村さんは優先順位をつけることにした。

耐震改修した花村さん宅＝岐阜県羽島市で

居間や台所、二階の寝室など家族が集まる場所は、すべて家の東側に集中していることに気が付いた。「命の危険を考え、とりあえず東側に手を付けようと思った」

耐震改修は壁を増やすことに主眼を置いた。居間の四隅に壁を設置。庭に面した縁側の一部をつぶして洋室を設けるなど、一階に計十八枚の壁を新たに取り付けた。

改築したことで台所と居間の間を壁が遮断するなど、「使い勝手はちょっと悪くなったかな」。それでも安全には代えられない。

多い年は五棟ほどの耐震工事を手掛ける。「予算が足りないなど、耐震改修に二の足を踏む人もいる。家の一部であろうと、できる範囲で改修するだけでも意味はある」と話した。（多園尚樹）

© 中日新聞社　無断転載、複製、頒布は著作権法により禁止されています。